

24吹教教学第206号
平成24年8月23日
(2012年)

吹田社会保障推進協議会
会長 坂口 道倫 様
大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

吹田市教育委員会
教育長 西川 俊孝
(公印省略)

2012年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、平素は本市教育行政の推進に御理解いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年（2012年）7月5日に受け付けさせていただきました標記のことにつきまして、教育委員会所管分として別紙のとおり回答いたしますので
よろしく申し上げます。

2012 年度自治体キャラバン行動・要望書（回答）

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

④就学援助の適用条件については、収入・所得ではなく課税所得でみること。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は、出費のかさむ4月にできるだけ近い月とするために、年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。

（担当 学務課）

本市では、義務教育の機会均等を図るため、経済的理由により就学が困難な市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費及び学校病の治療費等を援助する就学援助制度を実施し、就学に係る経済的負担の軽減に努めております。

就学援助の適用条件については、課税所得ではなく前年の世帯の合計所得としています。厳しい財政状況から平成 23 年度（2011 年度）より認定基準を生活保護基準の 1.3 倍以下から 1.2 倍以下に見直しており、適用条件を変更することは非常に困難です。ただし、失職、転職等により所得が大幅に減少するなど生活状態が著しく悪化した方については、特別事情の届出をしていただくことにより、現年の世帯の合計所得金額による審査を行い、認定基準以下であれば就学援助費を支給しています。

次に、申請手続きについては、4月に一斉受付を実施し、5月以降は受付月からの月割り給付となりますが随時申請を受け、学務課にて通年で申請手続きができるようにしています。また、平成 18 年度（2006 年度）からは、学務課窓口での直接申請だけでなく簡易書留や特定記録郵便による郵送申請も実施するなど、利便性の向上に努めているところです。

最後に、1回目の支給月を4月のできるだけ近い時期にするために年明け早々の申請とすることについては、3月末頃の次年度の当初予算の議決をもって4月以降の申請受付が可能であることから、議決前に申請を受け付けることは、現実的には非常に困難です。

なお、1回目の支給時期については、前年度所得の確定が6月になることや、書類等の不備により認非審査ができない方については、一定期間を設け、必要書類等の提出を求め再審査するなどの作業を行なっているため、現在の支給時期（9月支給）としています。